
司法研修所要覽

1 9 5 3



司法研修所要覽

目次

第一 司法研修所の概要と沿革	一
一、機構概要	一
二、沿革	一
三、業務の大要	一
第二 司法修習生の制度	二
一、採用	二
二、修習	二
三、給与、監督	二
四、考試	二
五、司法修習年表(例)	二
六、司法修習生実務修習庁(会)配属現員表	二
七、司法修習生出身学校別並びに年齢統計表	二
八、司法修習生及び修了者数一覧表	二
第三 司法研修所関係法規	三
一、裁判所法抜萃	三
二、司法研修所規則	三
三、最高裁判所事務総局等職員定員規程抜萃	三
四、司法研修所規程	三
五、司法研修所事務局分課規程	三
六、司法修習生に関する規則	三

二、沿革

昭和十四年 七月 六日 勅令第四四五号をもつて司法研修所の前身ともいふべき「司法研究所」が司法省の中に設置され、司法次官が所長に充てられ、判検事の研究、司法官候補の修習に関する事項を所管することになった（戦時中は事実上機能を停止）。

昭和二十二年 三月一八日 戦後第一回目の司法官候補（昭和二十一年度採用者六八名）の修習を開始。
同 年 五月一五日 勅令第二六九号により司法研究所を廃し、新たに司法省に「司法研修所」が設置され、新発足の司法研修所は、従来司法研究所所管の事務を承継する外更に裁判所書記その他司法部内職員の研修に関する事務も所管することになった。

昭和二十二年 五月 三日 新憲法の施行に伴い、裁判所法第一四条によつて裁判官その他の裁判所の職員の研修と司法修習生の修習に関する事務を所管するため、現在の司法研修所が最高裁判所に設置せられた。

同 年一〇月一四日 初代司法研修所長前沢忠成就任。

同 年二月 一日 港区芝高輪南町旧毛利侯邸を仮庁舎として第一期司法修習生の一部七四名につき修習開始。

昭和二十三年 六月三〇日 千代田区紀尾井町三番地元行政裁判所跡に一部竣工の現庁舎に移転。

同 年 七月一六日 従来司法省所管の「司法研究」に関する事務は、最高裁判所発足とともに一時最高裁判所事務総局総務局が承継したが本年度より司法研修所の主管するところとなる。

同 年十一月二二日 本庁舎落成式挙行（建坪七九〇坪、敷地二、五四四坪）。

昭和二十四年 二月二〇日 文京区指ヶ谷町七七番地に司法研修所小石川分室（寄宿寮）の中心建物（本部及び中寮）一棟竣工。

当時修習中の第一期司法修習生は仮宿舎（龍野川区旧陸軍第一造兵廠建物）より移転。

- 同 年 五月一日 第一期司法修習生（昭和二年度採用）修習終了式挙行。
- 昭和二年 三月二〇日 司法研修所小石川分室は第三期工事の竣工により、寮棟六棟、寮室一四八室、建坪延一、一八九坪、敷地三、一三一坪をもつて完成。
- 同 年 三月三十一日 第二期司法修習生（昭和二年度採用）修習終了式挙行。
- 同 年 四月十五日 最高裁判所書記官研修所設置に伴い、従来の所管の中、裁判所書記官の研修に関する事項を同研修所に移管。
- 同 年 五月八日 新たに「裁判官特別研究」を所管、その第一回を開始。
- 昭和二年 三月十五日 裁判官特別研究のための講堂等増築（建坪延一九〇坪）。
- 同 年 三月三十一日 第三期司法修習生（昭和二四年度採用）修習終了式挙行。
- 昭和二年 三月三十一日 第四期司法修習生（昭和二五年度採用）修習終了式挙行。
- 同 年 五月三〇日 眞次所長転出。
- 同 年 六月二日 所長松田二郎就任。
- 同 年 二月一日 創立五周年記念式挙行。
- 昭和二年 四月六日 第五期司法修習生（昭和二六年度採用）修習終了式挙行。

三、業務の概要

司法研修所は、主として裁判官及び司法修習生の人格養育の向上並びに司法に関する理論及び実務の研究又は修得を指導することを任務としているが、これを大別列挙すると左の通りである。

一、裁判官の研修、研究

(一) 判事補研修

(二) 簡易裁判所判事研修

(三) 裁判官の特別研究

全国の判事、判事補、簡易裁判所判事を順次招集し、新法制の運用等につき研究討論する。

(四) 司法研究

研究員に選定された裁判官が与えられた研究題目につき六カ月間研究し、その成果について報告書を提出する。研究題目は主に法律実務に関連あるものが選ばれる。研究報告書は印刷のうえ全国の裁判官等の実務上の参考に供せられる。

二、司法修習生の修習

司法研修所の最も重大な任務は、この司法修習生の修習指導である。この点については項を改めて説明する。

第二 司法修習生の制度

この制度は、昭和二十二年裁判所法によつて新設せられたものであつて、その前身は旧憲法の下における裁判所構成法に基く司法官候補制度である。従来行われてきた司法官候補制度は判事、検事となる者の養成を目的とし、弁護士については別に弁護士候補制度が存在したが、いずれも修習期間は一年六月、新憲法のもと法曹一元化の要請に応じて裁判官、検察官、弁護士いずれを志望するにせよ、司法修習生として少くとも二年間司法研修所長の統轄のもとに修習をしなければならないことになつた。なお、司法修習生制度発足とともに従来行われていた高等試験司法科試験は廃止され、新しい構想のもとに司法試験が実施されている。

一、採 用

司法修習生は、司法試験（従来の高等試験司法科試験合格者は司法試験に合格したものとみなされる——司法試験法一七條五項）の合格者の中から最高裁判所が命ずる（裁判所法六六條）。例年二百数十名乃至三百名程度採用されている。採用選考については昭和二十八年採用選考の公告（三二頁）を参照されたい。

二、修 習

司法修習生の修習については、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高裁判所規則第一五号）に詳細規定されているが、修習の眼目は高い識見と円滑な常識を養ひ、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備えるように努めることにおかれている（同規則四條）。

修習期間は少くとも二年と定められ（裁判所法六七條一項）、その中少くとも八箇月は裁判所で、四箇月は検察

庁で、四箇月は弁護士会で実務の修習をしなければならないが、その時期及び実務修習庁（会）は司法研修所長が定める（同規則五條）。残余の八箇月は現在これを前期後期に二分し、司法研修所における修習が行われている。

六

修習は例年大体四月から始められるが、司法研修所の前期修習は通例四月から七月迄の四箇月で、実務修習に入るための入門的準備的なものとして行われる。先ず裁判所、検察庁、弁護士会の機構、任務などから教えられ、民事の科目を例にとれば、訴の提起より判決に至る迄の手續の概念を与え、訴訟記録を教材として印刷した修習記録によつてその取扱方及び事件の処理判断につき指導される。これに関連する法律問題、証言の信憑力等について討論が行われ、記録について判決文等の起草が行われ、これに対して教官の講評が加えられる。勿論その間判例及び法学理論についての講義、研究や法律実務家として必要な諸々の補助科学の研究が行われるほか、一般教養の科目も日程に組まれる。

実務修習は司法研修所長の委託により地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会において行われる。司法研修所長は右の裁判所又は検察庁における実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。この実務修習はいうまでもなく、生きた事件に即した修習であつて、裁判長の訴訟指揮、検察官の取調、訴訟代理人の証人尋問等を実地に見聞し、事件担当の判検事弁護士の直接指導のもとに事実認定を学び、心証形成の過程を知り、實際事件の判決その他の起草についても修習する。又この期間に家庭裁判所の実務についても若干の修習が行われる。

司法研修所に歸つてからの後期修習は、実務修習庁（会）における修習を終えた者が考試に臨む前に行う整理、且つ、総仕上げのものである。

司法研修所においては、司法修習生は前期後期とも約五十名づつ五組に分れ、民事、刑事、検察、民事弁護、刑事弁護各担当の教官の指導を受けながら修習する。教官は現在所長のはか各科につき五名宛合計二十五名であ

り、民事及び刑事裁判の教官は判事、検察の教官は検事、弁護の教官は弁護士である。
司法研修所と実務修習庁(令)とは常に緊密な連絡がとられるが、更に毎年少くとも一回各現地の指導担当の
裁判官、検察官、弁護士を招集して司法研修所において修習指導に関する協議会が行われる(同規則九條)。

三、給与、監密

司法修習生は、修習期間中国庫から一定額(現在月額一〇、二五〇円)の給与を受ける外、勤務地手当、家族
手当等が支給され、且つ国家公務員共済組合法の適用をも受ける。又赴任、出張の旅費についても公務員に準ず
る取扱を受ける。

その反面司法修習生は、最高裁判所の許可なくして、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の
利益を目的とする業務を行うことができない(同規則二條)。又修習にあつて知つた秘密を漏らしてはならない
(同規則三條)。

司法修習生は、修習期間中司法研修所長の監督に服することは勿論であるが、実務修習の間はその高等裁判所
長官、地方裁判所長、検事長、検事正又は弁護士会長の監督をも受ける(同規則八條)。

司法修習生の行状が品位を辱めるものと認められるときその他司法修習生に関する規則所定の罷免事由がある
ときは、最高裁判所はその司法修習生を罷免することができる(裁判所法六八條、司法修習生に関する規則一七
條以下)。

四、考 試

司法修習生は、少くとも二年間修習をしたのち最高裁判所長官を委員長とする司法修習生考試委員会による實
験を受ける。考試は例年筆記と口述を以て主として裁判、検察、弁護の実務について行われ、合格不合格は司法

研修所長の報告する修習成績と考試の結果とによつて決定される。これに合格してはじめて修習を終え、判事補、検事、弁護士となる資格を得る（裁判所法六七條一項、司法修習生に関する規則一二條乃至一六條）。

六、司法修習生実務修習庁(全)配属現員表

配属庁	年度別								計
	昭二二 採用(一)	昭二三 採用(二)	昭二四 採用(三)	昭二五 採用(四)	昭二六 採用(五)	昭二七 採用(六)	昭二八 採用(七)	計	
東京	—	—	—	—	三	五	九一	九五	一九五
横浜	—	—	—	—	—	二〇	二〇	四〇	四〇
浦和	—	—	—	—	—	七	六	一三	一三
千葉	—	—	—	—	—	五	五	一〇	一〇
大坂	—	—	—	—	—	三二	三七	七〇	七〇
京都	—	—	—	—	—	一七	二〇	三七	三七
神戸	—	—	—	—	—	八	八	一七	一七
名古屋	—	—	—	—	—	一六	一四	三二	三二
富山	—	—	—	—	—	—	—	—	—
広島	—	—	—	—	—	六	五	一一	一一
岡山	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福岡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	—	—	—	—	—	—	—	—	—
熊本	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仙台	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仙台	—	—	—	—	—	—	—	—	—
札幌	—	—	—	—	—	—	—	—	—
札幌	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高松	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	二	三	一〇	二三四	二四二	四九三	四九三

八、司法修習生及び卒業生数一覧表

期 別	人 員	修 了 後 の 区 分				備 考
		判 事 補 検 事 弁 護 士	そ の 他	其 他	其 他	
第一期 (昭二二、採用)	一三六	七四	四四	一八	二	修了直後の数による ○括弧内は女子の内数
第二期 (昭二三、採用)	二四〇	一〇六	五四	七八	二	
第三期 (昭二四、採用)	二八四	八四	七七	一一三	一〇	
第四期 (昭二五、採用)	二四六	五七	七九	九七	一三	
第五期 (昭二六、採用)	二二五	五二	六七	八四	一三	
計	一一一	三七二	三二一	三九〇	三八	
病氣その他による未修了者	一七	(七)	(三)	(三)	(三)	
昭二七、採用 (第六期)	二三四	現在修習中				
昭二八、採用 (第七期)	二四二	(昭和二九年四月修了予定)				
総 計	一六四	(昭和三〇年四月修了予定)				

司法修習生は、その修習期間中、国庫から一定額の給与を受ける。

第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。
第六十八條（罷免）最高裁判所は、司法修習生の行状がこの品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。

二、司法研修所規則（昭和二十二年十二月一日施行）
最高裁判所規則第十一号

改正

第一條 司法研修所に別に最高裁判所規程で定める員数の職員を置く。
第二條 司法研修所に、参与若干人を置く。

参与は、裁判官、檢察官、弁護士又は学識経験のある者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。

参与は、最高裁判所長官の諮問に答え、又は重要な事項に関して意見を述べ、
第三條 最高裁判所は、必要があると認めるときは、裁判官、檢察官、弁護士又は学識経験のある者に司法研修所教官の事務の一部を囑託する。

第三條の二 司法研修所の庶務を掌らせるため、司法研修所に事務局を置く。

司法研修所に事務局を置き、裁判所事務官の中から、最高裁判所が補する。

司法研修所事務局長は、司法研修所長の命を受けて、事務局の事務を掌理し事務局の職員を指揮監督する。

司法研修所事務局にその事務を分掌させるため、課を置き、各課に課長を置く。

課長は、裁判所事務官を以て充て、上司の命を受けて、その課の事務を掌理する。

第四條 最高裁判所は、必要があると認めるときは、司法研修所の支部を設ける。

三、最高裁判所事務総局等職員定員規程抜萃（昭和二十七年四月二十三日施行）
最高裁判所規程第八号

第二條 司法研修所の職員員数は、七十三人とする。

四、司法研修所規程（昭和二十二年十二月一日施行）
最高裁判所規程第六号

改正 二四（規一三） 二五（規六） 二六（規三）

第一條 司法研修所は、裁判官その他の裁判所職員（裁判所書記官及び裁判所書記官補を除く）及び司法修習生の人格識見の向上並びに司法に関する理論及び実務の研究又は修得を指導する。

第二條 司法研修所の研修は、左の各号によりこれを行う。

- 一 合同研修
- 二 個別研修
- 三 その他の研修

第三條 前條第一号の研修の組織を左の三部に分ける。

第一部 簡易裁判所判事及び判事補の研修

第二部 司法修習生の修習

第三部 裁判所事務官、家事調査官、家事調査官補、少年調査官及び少年調査官補の研修

前條第三号の研修は、講演又は資料の配布その他の方法によりこれを行う。

第四條 第二條第二号並に第一部及び第三部の研修については、研修の期間、場所及び研修に参加する者その他の重要な事項は、最高裁判所がこれを定める。

前項に定めるものを除いて、研修に関し必要な事項は、司法研修所長がこれを定める。但し、研修の企画

その他の重要な事項を定めるには、教官会議の議を経なければならない。

教官会議は、司法研修所教官でこれを組織し、司法研修所長が、その議長となる。

司法研修所長は、司法研修所規則第三條の規定により囑託を受けたものを教官会議に參加させることができる。

第五條 司法研修所長は、研修を終えた者に研修の結果を報告させることができる。

司法研修所長は、第一部及び第三部の研修を終えた者の氏名及び研修の結果を最高裁判所長官に報告する。

司法研修所長が、前項の報告をするには、あらかじめ教官会議の議を経なければならない。

第六條 司法研修所長は、研修の目的を達する為に必要な調査又は研究を適當なものに委嘱することができる。

司法研修所長は、前項の規定により委嘱した調査又は研究の結果を最高裁判所長官に報告する。

第七條 司法研修所長は、毎年三月末までに、翌年度の研修計画の大概を定め、これを最高裁判所長官に申し出なければならない。

第八條 この規程に定めるものの外、司法研修所に関し必要な事項は、司法研修所長がこれを定める。

五、司法研修所事務局分課規程（昭和二十四年七月一日施行） （最高裁判所規程第十四号）

第一條 司法研修所事務局に左の課を置く。

総務課

企画課

資料課

第二條 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 会議及び会同に関する事項

二 機密に関する事項

- 三 官印の管守並びに文書の接受、発送及び浄書並びに公文書類の編さん及び保管に関する事項
- 四 司法修習生及び研修員の招集に関する事項
- 五 修習及び研修の日程の実施に関する事項
- 六 司法修習生及び研修員の宿舍の運営に関する事項
- 七 他の課に属しない事項

第三條 企画課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 修習及び研修の企画立案に関する事項
- 二 修習及び研修の日程の編成に関する事項
- 三 修習及び研修の制度及び実態の調査に関する事項
- 四 修習及び研修の結果の報告に関する事項

第四條 資料課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 修習及び研修に必要な資料のしゅう集、編さん、整備及び配布に関する事項
- 二 教材及び講義案の編さん、整備及び配布に関する事項
- 三 司法研究に関する事項
- 四 司法研修所報の刊行に関する事項
- 五 図書 の 購入、整備及び管理に関する事項

第五條 事務局長において必要と認めるときは、一の課に属する事務を適宜他の課において処理させることができる。

六、司法修習生に関する規則

(昭和二十三年八月十八日施行)
最高裁判所規則第十五号
改正 二七(規二)

第一章 総 則

第一條 司法研修所長は、修習の全期間を通じて、修習に関しては、司法修習生を統轄する。

第二條 司法修習生は、最高裁判所の許可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない。

第三條 司法修習生は、修習にあつて知つた秘密を漏らしてはならない。

第二章 修 習

第四條 司法修習生の修習については、高い識見と円満な常識を備へ、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備へるよう努めなければならない。

第五條 司法修習生は、修習期間中、少くとも八箇月は裁判所で、四箇月は検察庁で、四箇月は弁護士会で実務を修習しなければならない。

前項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

第六條 司法修習生が病氣その他の正当な理由によつて修習しなかつた九十日以内の期間は、これを修習した期間とみなす。

第七條 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わしめる。

司法研修所長は、前項の実務修習を高等裁判所又は高等検察庁に委託して行わしめることができる。

司法研修所長は、第一項の規定により弁護士会に実務修習を委託する場合には、日本弁護士連合会にその旨の通知をしなければならない。

第八條 最高裁判所は、実務修習の間、司法修習生に対する監督を高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検

事正又は弁護士会長に委託する。

第九條 実務修習の委託を受けた高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、常に司法研修所と緊密な連絡を保ち、適当な修習をさせるように留意しなければならない。

司法研修所は、高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会の修習の担当者を召集して、修習に関し協議を行うことができる。

第七條第三項の規定は、前項の規定により協議を行う場合に準用する。

第十條 実務修習の委託を受けた高等裁判所の長官、地方裁判所の所長、高等検察庁の検事長、地方検察庁の検事正及び弁護士会の会長は、実務修習を終えた際、修習事項の大要、成績、行状その他参考となる事項を司法研修所長に報告しなければならない。

第十一條 司法研修所は、この規則に定めるものの外、修習に關して必要な事項を定めることができる。

高等裁判所、地方裁判所、高等検察庁、地方検察庁及び弁護士会は、この規則に定めるもの又は司法研修所が前項の規定によつて定めるものの外、それぞれ各庁又は各会における修習に關して必要な事項を定めることができる。

高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、前項の事項を定めたときは、これを司法研修所長に報告しなければならない。

第三章 考 試

第十二條 裁判所法第六十七條第一項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員會（以下委員會という。）を常設する。

委員會は、委員長及び委員若干名でこれを組織し、委員長がその事務を掌理する。

委員長は、最高裁判所長官を以てこれに充て、委員は、裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士その他適

当な者の中から、最高裁判所が、これを委嘱する。

委員会に書記を置く。

第十三條 司法研修所長は、考試の前に、修習の成績を委員会に報告しなければならない。

前項の報告には、第十條により高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長の提出した実務修習に関する報告書を添附しなければならない。

第十四條 委員会は、裁判、檢察及び弁護士事務の與務その他必要な事項について考試を行う。

第十五條 考試の方法及び期日は、委員会がこれを定める。

第十六條 委員会は、司法研修所長が報告した修習成績と考試の結果によつて、合格、不合格を定め、委員長は、これを最高裁判所に報告しなければならない。

第四章 罷免

第十七條 司法修習生が左の各号の一に当る者は、これを罷免する。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 破産者で復権を得ない者

第十八條 最高裁判所は、司法修習生に左の事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

一 品位を辱める行状があつたとき

二 修習の態度が著しく不英面目なとき

三 成績不良で修習の見込みがないとき

四 病氣のため修習に堪えないとき

五 本人から願出があつたとき

第十九條 司法研修所長は、司法修習生に前二條の各号に當る事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。

高等裁判所長官、地方裁判所長、檢察長、檢察正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、前二條の各号に當る事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。

七、司法修習生の規律等に関する規程 (昭和二十八年七月一日施行)

(身分証明書)

第一條 司法修習生は、司法研修所長より身分証明書の交付を受け、常にこれを携帯していなければならない。

2 身分証明書を失い又は汚損したときは、直ちに、その再交付を求めなければならない。

3 司法修習生の身分を失つたときは、直ちに、身分証明書を返さなければならない。

(身上に関する届出)

第二條 司法修習生は、その身分を取得した後、直ちに、司法研修所長に対し、その定める様式に従つて身上に関する届出をしなければならない。転籍、婚姻、氏名の変更、扶養家族の増減等身上に変動があつたときも、同様である。

2 裁判所、檢察庁又は弁護士会における実務修習中身上に変動があつたときは、前項の届出は、その長を経てするものとする。

(住所に関する届出)

第三條 司法修習生は、入所した後直ちに、その住所を司法研修所長に届け出なければならない。住所を変更したときも、同様である。

2 裁判所、檢察庁又は弁護士会における実務修習中は、前項に準じ、その長に住所に関する届出をしなければならない。

ならない。

3 前項の届出を受けた検察庁又は弁護士会の長は、これを地方裁判所長に通知するものとする。

(旅行に関する届出)

第四條 司法修習生は、一週間以上にわたり旅行しようとするときは、司法研修所長の許可を受けなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長の許可を受ければ足りる。

(欠席届)

第五條 司法修習生は、病気その他の事由により一週間以上にわたり修習することができないときは、診断書その他の証明書を添えて、司法研修所長に欠席の届出をしなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長に届出をすれば足りる。

2 前項但書の届出を受けた裁判所、検察庁又は弁護士会の長は、これを司法研修所長に通知するものとする。

(健康管理)

第六條 司法修習生は、司法研修所、裁判所又は検察庁において実施される健康診断を受けなければならない。

(兼職等の許可申請)

第七條 司法修習生に関する規則第二條の規定により最高裁判所の許可を受けようとするときは、その申請書を司法研修所長に提出しなければならない。但し、裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中は、その長を経て司法研修所長に提出するものとする。

第八條 司法修習生は、司法修習生に関する規則第二條に規定する場合を除く外、司法研修所長の許可を受けなければ、修習に支障を生ずる成のある学業その他の業務に就くことができない。

2 裁判所、検察庁又は弁護士会における実務修習中前項の許可を受けようとするときは、その長を経て申請するものとする。

(参考様式)

その一

新籍、婚姻、改氏等、出生その他の届

昭和

年度採用司法修習生

(姓)

(配属)

氏名

私は、この届
します。

いたしましたので戸籍謄本を添えてお届けいた

昭和 年 月 日

右

氏名

印

司法研修所長

殿

その二

住所変更届

昭和 年度採用司法修習生 (組) (配属)

氏名

私は、この度左記の通り住所を変更いたしましたのでお届けいたします。

記

旧住所

新住所

昭和 年 月 日

右

氏名

司法研修所長

殿

印

三三

その三

欠 席 届

昭和 年度採用司法修習生（ 組 ） 配属
氏 名

私は、この度左記の通り欠席いたしました。診断書を添えてお届けいたします。

記

一、病 名

二、期 間

三、連絡場所

昭和 年 月 日

右

氏 名

司法研修所長

殿

印

- 八、裁判官その他の裁判所職員及び司法修習生のバッジに関する規程（昭和二十四年二月一日施行）
- 第一條 裁判官その他の裁判所職員及び司法修習生は、この規程に定めるバッジをつけるものとする。
- 2 前項のバッジの形状及制式は、附図の通りとする。
- 第二條 前條のバッジは、これを交付する。
- 2 前條に掲げる者が身分を失つたときは、速やかにバッジを返納しなければならない。
- （附 図）

バッジの形状



- 九、裁判官報酬等暫行規則の一部を改正する規則（昭和二十七年十二月二十五日公布）
（最高裁判所規則第三〇号）
- 裁判官報酬等暫行規則（昭和二十二年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。
- 別表を次のように改める。

（別表）

区 分	月 額
附 則 司法修習生	一万二百五十円

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和二十七年十一月一日から適用する。

2 昭和二十七年十一月一日以降の分としてすでに支給された給与は、この規則の規定による給与の内払とみなす。

二六

一〇、裁判所法施行令抜萃（昭和二十二年五月三日施行）
政令 第二二四号

第十八條（司法官試補の地位）裁判所法施行の際現に司法官試補たる者は、司法修習生を命ぜられたものとし、少くとも一年六箇月間修習をした後試験に合格したときは、同法第六十七條第一項の規定にかかわらず、司法修習生の修習を終えるものとする。

裁判所法施行前にした司法官試補の修習は、最高裁判所の定めるところによりこれを司法修習生の修習とみなす。

第一項の修習及び試験に関する事項は、最高裁判所がこれを定める。

一一、司法修習生考試委員會規則（昭和二十四年三月八日）
考試委員會可決制定

改正 二六、一〇、二六

第一條 司法修習生考試委員會（以下委員會という。）に関しては、司法修習生に関する規則（昭和二十三年最高

裁判所規則第十五号）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第二條 委員會は、委員長が、これを招集する。

委員長は、會議の議長となり、議事を整理する。

第三條 委員會の會議は、秘密とする。

第四條 委員會は、過半数の委員が出席しなければ、會議を開くことができない。

委員会の議事は、出席した委員長及びその他の委員の過半数によりこれを決する。可否同数のときは、委員長が、これを決する。

第五條 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第六條 委員の任期は三年とする。但し、再任及び委員の任期を延長することを妨げない。

第七條 委員会に幹事一人を置く。

幹事は、最高裁判所事務総局人事局長を以て、これに充てる。

幹事は、委員長の命を受けて、庶務を掌る。

第八條 委員会に書記五人を置く。

書記は、裁判所事務官の中から、最高裁判所が、これを命ずる。

書記は、委員長及び幹事の命を受けて、庶務に従事する。

第九條 この規則及び司法修習生に関する規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会がこれを定める。

一三、司法試験法 (昭和二十四年五月三十一日公布) (参考)

改正 二七法二六八

二八

(目的)

第一條 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となる者と必要なる者に必要なる学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 裁判所法 (昭和二十二年法律第五十九号) 第六十六條の試験は、この法律により行ふ。

(司法試験の種類)

第二條 司法試験を分けて、第一次試験及び第二次試験とする。

(第一次試験)

第三條 第一次試験は、第二次試験を受けるため相当な教養と一般の学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) に定める大学卒業程度において一般教養科目について筆記の方法により行ふ。

(第一次試験の免除)

第四條 左の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

一 学校教育法に定める大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた者

二 旧高等学校令 (大正七年勅令第三百八十九号) による高等学校高等科、旧大学令 (大正七年勅令第三百八十八号) による大学予科又は旧専門学校令 (明治三十六年勅令第六十一号) による専門学校を卒業し、又は修了した者

三 旧高等試験令 (昭和四年勅令第十五号) による高等試験 (以下高等試験と略称する) 予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者

四 前三号に該当する者の外、司法試験管理委員会に定めるところにより、前三号に該当する者と同以上の教養と一般の学力を有すると認められた者

2 第一次試験に合格した者に対しては、その後第一

次試験を免除する。

(第二次試験)

第五條 第二次試験は、裁判官、検察官又は弁護士とならうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、第六條に定める科目について筆記及び口述の方法により行う。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は第四條の規定により第一次試験を免除せられた者に限り、受けることができる。

(第二次試験の試験科目)

第六條 筆記試験は、左の七科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法
- 四 民事訴訟法
- 五 刑事訴訟法
- 六 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目
- 七 商法

行政法

七 左の科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

商法

行政法 (前号で受験者が選択しなかつたもの)

破産法

労働法

国際私法

刑事政策

2 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の五科目について行う。

3 筆記試験に合格した者に対しては、その願により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。

(司法試験の施行)

第七條 司法試験は、毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八條 司法試験の合格者は、司法試験審査委員の合

議によつて定める。

(合格証書)

第九條 司法試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(不正受験者)

第十條 不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくは司法試験管理委員会規則に違反した者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消すことができる。

(受験手数料)

第十一條 第一次試験を受けようとする者は、二百円、第二次試験を受けようとする者は、五百円を受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、司法試験を受けなかつた場合においても返還しない。

(司法試験管理委員会)

第十二條 司法試験に関する事項を管理させるため、法務大臣の所轄の下に司法試験管理委員会を置く。

(委員)

第十三條 司法試験管理委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、法務事務次官及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の一人は、法務大臣が弁護士のうちから弁護士会の推薦に基き任命する。

3 弁護士たる委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 弁護士たる委員に対する報酬は、法務大臣が、大蔵大臣と協議して定める。

(委員長)

第十四條 委員長は、委員の互選に基き、法務大臣が任命する。

2 委員長は、司法試験管理委員会の会務を総理し、司法試験管理委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故座のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(司法試験審査委員)

第十五條 司法試験は、法務大臣が、司法試験管理委員会の推薦に基づき、試験ごとに任命する司法試験審査委員が行う。

2 司法試験審査委員の数は、試験科目一科目につき四人を越えてはならない。

3 司法試験審査委員に対する報酬は、法務大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(委員会の庶務)

第十六條 司法試験管理委員会の庶務は、法務大臣官房においてつかさどる。

(司法試験管理委員会規則)

第十七條 司法試験管理委員会は、司法試験の施行に必要な細則その他その職務を行うために必要な事項について、司法試験管理委員会規則を制定することができる。

2 司法試験管理委員会規則は、官報をもつて公布する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 昭和二十四年中に限り、第一次試験は、旧高等試

験令による高等試験予備試験の例に従つて行うことができる。

3 昭和二十三年に行われた高等試験司法科試験の筆記試験に合格した者に対しては、その願により、この法律により最初に行われる司法試験の筆記試験を免除する。

4 高等試験の行政科試験に合格した者（昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。）で司法試験を受けようとする者に対しては、第六條の規定にかかわらず、憲法並びに民法及び刑法のうち一科目、民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち一科目について試験を行い、その他の科目についての試験を免除する。

5 高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。

一三、昭和二十八年度司法修習生採用選考の公告（参考）

最高裁判所では、裁判所法第六十六條の規定に基づき、司法修習生採用のための選考を、左記の定めによつて行うことになり昭和二十七年十一月一日付で公告した。

記

一、選考を受け得る資格

左の各号の一に該当する者は、選考を受けることができる。

- 1 高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験司法科試験に合格した者
- 2 司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）による司法試験第二次試験に合格した者
- 3 司法官試験及び弁護士試験たる資格の特例に関する件（昭和二十年法律第二十八号）に定める銓衡委員会の銓衡を経たもの

二、選考の欠格事由

左の各号の一に該当する者は、選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 禁治監者又は準禁治監者
- 3 破産者で復権を得ない者

三、選考の日時、場所および内容

- 1 日時、場所

昭和二十七年十二月二十三日（火曜日）司法研修所（東京都千代田区荒尾井町三番地）で行う。

- 2 選考の内容

選考は、口述試験、身体検査および身上調査とする。

四、申込の方法および申込受付期間

1 申込先

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係（東京都千代田区霞ヶ関一の一）

2 申込受付期間

昭和二十七年十一月十三日から昭和二十七年十一月二十二日まで

五、昭和二十八年四月以後において在學する者は、採用しない。

備考 申込の方法その他手続の詳細については、二十四切手をはつたあて先明記の返信用封筒を同封の上申込先に照会のこと。

第四 司法研修所図書室

司法研修所においては研究、修習、修養等に必要図書資料を収集し、本館図書室及び小石川分室図書室に整備して、研究員、研修員、司法修習生、教官その他職員の利用に供している。

(一) 蔵書の概況 司法に関する理論及び実務の研究に関する図書資料を鋭意収集すると共に、法曹として的人格見向上のための高度の教養圖書の収蔵につとめ、現在蔵書総数約二万七千八百冊であつて、その内和漢書一万九千五百冊、洋書八千三百冊であり、その外に最高裁判所事務総局及び当研修所刊行の各種資料を始め、司法に關係ある各種官庁資料並びに各法律雜誌その他の定期刊行物がある。

和漢書一万九千五百冊の分類別冊数は概略次の通りである。

雑誌は、国内各大学法学部の機関誌を始め著名な法律雑誌四十三種を収集する外、綜合雑誌その他一般雑誌三十種を備えている。

洋書八千三百冊はその殆ど大部分が法律関係図書であつて、その国語別冊数は次の通りである。

国語別	図書数
英	1,177冊
独	6,865冊
仏	209冊
その他	49冊
計	8,300冊

この独逸語のうちには、最後の大審院長故郷野長良博士の所蔵洋書一切を譲受けた細野文庫約四千五百冊がある。従来独逸法に関する図書が多かつたが昨年は英米法関係新刊洋書の収集に力を入れ、United States Code Annotated, 90 vols., Corpus Juris Secundum, 75 vols., Words and Phrases, 47 vols., American Jurisprudence, 59 vols., Digest of United States Supreme Court Reports, 16 vols. 等を始めとして英米法

分類別	図書数
法律	11,000冊
総記(岩波文庫を含む)	1,500冊
哲学、心理学、倫理学、宗教	1,000冊
歴史、地理	500冊
政治、経済、統計、社会、教育その他	2,500冊
自然科学	200冊
工学、工業	50冊
遊藝	100冊
芸術	400冊
語学	250冊
文学	2,000冊
計	19,500冊

基本的図書四百三十冊を収蔵した。

(一) カード目録及び閲覧室 閲覧用カード目録は和漢書と洋書の各別に、分類目録、著者名目録、書名目録の三種を設け、著者名目録は全体の蔵書とその著者名のアルファベット順に編成し著者名によつて図書を検索するに備え、書名目録は書名のアルファベット順に編成して書名によつて検索する場合に使用し、分類目録は全蔵書を一定の体系に分類しその分類体系順に編成したものであつて或る項目に関する図書を一括検索するに便である。当図書室の分類法は和漢書は日本十進分類法改訂版により、洋書は法律関係図書は固別に十進式をとり入れて展開した独特の分類法により、法律関係以外は Dewey Decimal Classification, 14th ed. によつてゐる。閲覧室は、専用の閲覧室がまだないので、書庫の一部（法令集判例集等）を閲覧室に当てると共に自習室二室を閲覧室兼用にしてゐる。

(二) 閲覧及び貸出 研究員、研修員、司法修習生、教官その他職員は当図書室所蔵の図書資料を、閲覧室に於て閲覧することは勿論所外に帯出借することが出来る（但し、法令集、判例集は帯出貸出をしない）。帯出貸出は一時に図書五冊以内期間十日以内、雑誌三冊以内期間五日以内（但し、新刊雑誌は二日以内）の規程を設けてあるが、規則にこだわつて研究を妨げるような扱いはしない。法律図書は同一図書を同時に多人数から貸出申込があるので、法律図書の複本を多く備へてゐることは他に類がないであらう。

当図書室の利用者に対しては図書帯出証を発行してゐるから、利用者はこの帯出証と共に備付の図書請求票に希望図書を書いて貸出係員に示せば係員が迅速に図書を検索する。当図書室においては、利用者になるべく手数のかからない方法によつて閲覧貸出が出来るようにとめてゐる。

第五 司法研修所小石川分室

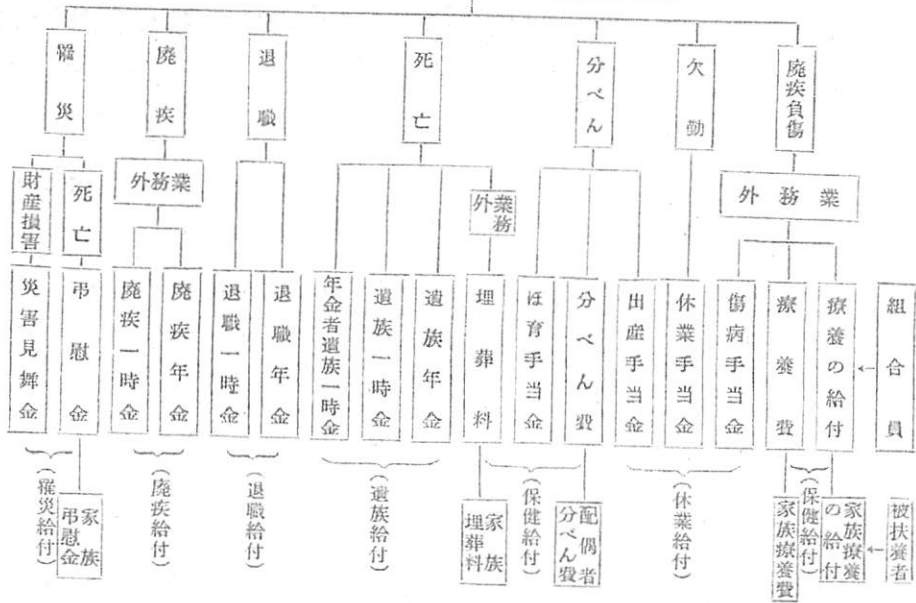
司法修習生、研修員及び研究員の寄宿、自習の場所として小石川分室が設けられている。
 所在地 東京都文京区指ヶ谷町七七番地（別掲案内図参照）
 寮室 一四八室（六畳和室、定員二名）
 設備 図書室、娯楽室、集会室、食堂、売店、浴場等
 食費 一日三食 一二〇円程度

第六 共 済 組 合

- 一、司法修習生は、採用発令の日から裁判所共済組合の組合員たる資格を取得し、国家公務員共済組合法の規定に基づく取扱をうけ別表(一)の各種給付を受ける資格を取得する。
- 二、裁判所共済組合員は、裁判所共済組合規則の定めるところにより本俸を基準として毎月掛金を徴収されることになるが、司法修習生は、長期掛金として本俸の千分の四十、短期掛金として千分の三十六の二種を夫々俸給より控除される。
 （長期掛金は退職給付、短期掛金はその他の給付のために控除されるものである。）
- 三、組合員本人が組合員証を使用して診療を受けるときは、診療費は全額国庫負担であり、扶養家族の場合は半額は組合員の負担となる。
- 四、初診料は、法曹会診療所等裁判所共済組合が特に契約した保健診療所を利用する場合は無料であり、その他の医療機関は五十円を支払うことになる。
- 五、裁判所共済組合が特に契約している診療所は別表(二)の通りである。

表 覽 一 付 給 合 組 濟 共

別表(一)



別表 (二)

裁判所共済組合の特に契約した保健診療所

一、法曹会診療所 東京都千代田区霞ヶ関一の一 電話霞ヶ関(58)〇七二二番

診療科目

内科

外科

耳鼻科

眼科

齒科

皮膚科

産婦人科

眼科

耳鼻科

外科

内科

眼科

耳鼻科

外科

内科

眼科

耳鼻科

外科

内科

二、霞ヶ関診療所 東京都千代田区霞ヶ関人専院ビル 電話霞ヶ関(58)〇八〇九番

診療科目

内科

外科

耳鼻科

眼科

産婦人科

皮膚科

眼科

耳鼻科

外科

内科

三、腕壳診療所 東京都千代田区有楽町一の一三 電話丸の内(23)〇五五一番

診療科目

内科

外科
皮膚、泌尿器科
レントゲン科
眼科
耳鼻咽喉科
齒科
四、齒科診療所 最高裁判所内(地下)

第七 全 期 会

司法修習生修了者を通常会員とし、司法修習生を準会員とし、現旧教官等を名誉会員とする同窓会が、全期会という名称で結成されている。

会 則

第一條 本会は、全期会と称する。

第二條 本会は、本部を司法研修所内に置く。

第三條 本会は、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第四條 本会は、通常会員、準会員及び名譽会員で組織する。

司法修習生終了者を通常会員とし、司法修習生を準会員とする。

司法研修所長、教官又は事務局長並びにこれらの職にあつたものを名譽会員とする。

第五條 本部に本部委員若干名を置く。

本部委員は、本部委員会を構成し本会の常務を掌理する。

本部委員は、各期から同数を選出する。

第六條 本会は、支部を置くことができる。

第七條 本会は、名簿、会報の発行その他本会の目的を達成するに必要な事業を行う。

第八條 通常会員は、会費として修習終了の際一定金額を納入しなければならない。

本部委員会において必要と認めるときは、臨時会費を徴収することができる。

第九條 本部委員中に会計委員若干名を置く。

会計委員は、毎年一回会計報告を行うものとする。

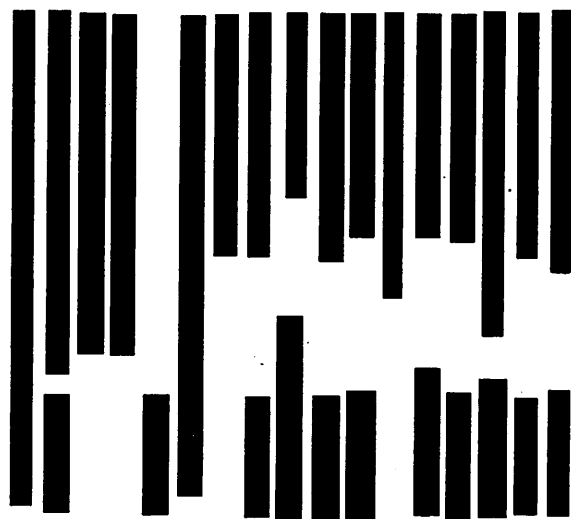
第十條 本部委員会は、司法研修所事務局職員に本会の事務を委託することができる。

第十一條 本会則の改正は、本部委員の過半数の賛成で本部委員会がこれを発議し、全会員に提案してその過半

数の承認を経なければならない。

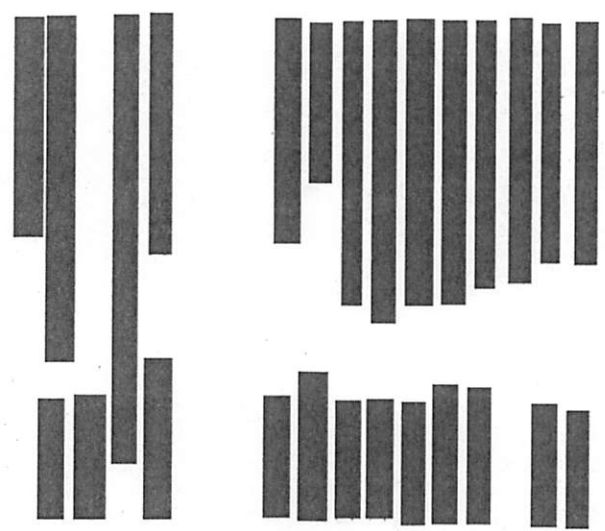
第八 司法研修所教官名簿

所長	民事教官	刑事教官	檢察教官	判事	判事
松田二郎	小沢文雄	石田哲一	仁分百合人	磯村義利	吉岡進
				足立進	脇田忠
				遠藤吉彦	荒川正三郎
				相沢正重	中村哲夫
				二川武	渡辺衛
				川口光太郎	斎藤周逸



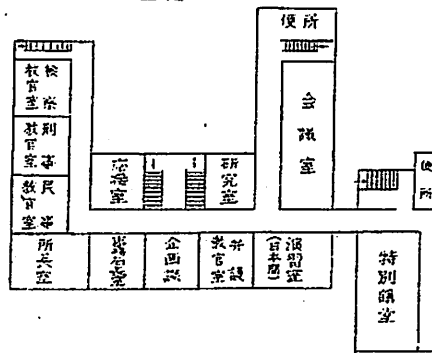
司法研修所事務局幹部職員名簿

民事弁護教官	弁護士	福場吉夫
"	"	松尾菊太郎
"	"	龍前茂三郎
"	"	伊達利知
刑事弁護教官	弁護士	若林清
"	"	山田半蔵
"	"	伊藤源一
"	"	岡崎源一
"	"	竹内誠
"	"	松本重夫
事務局長	判事補	瀬戸正二
総務課	事務官	大村利則
企画課	"	今井敏彦
資料課	"	野上四郎

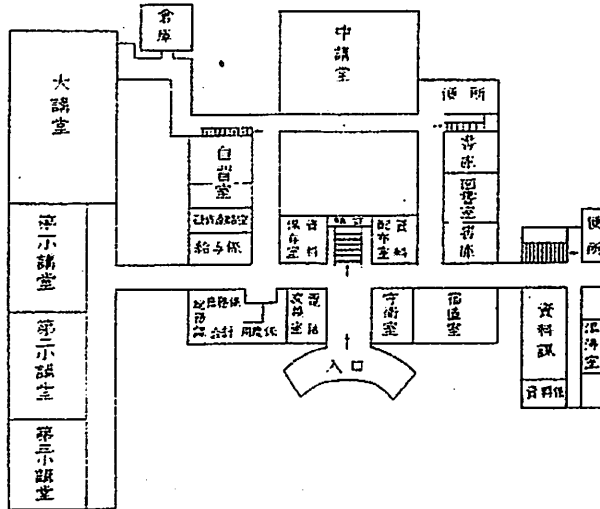


司法研修所平面図

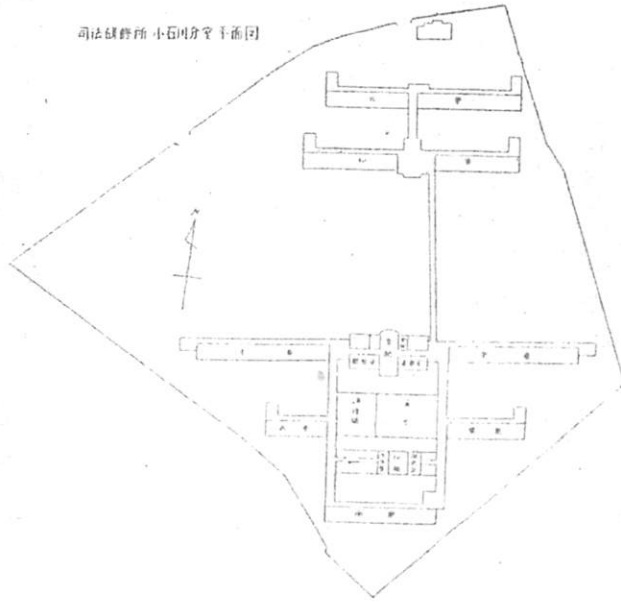
二階

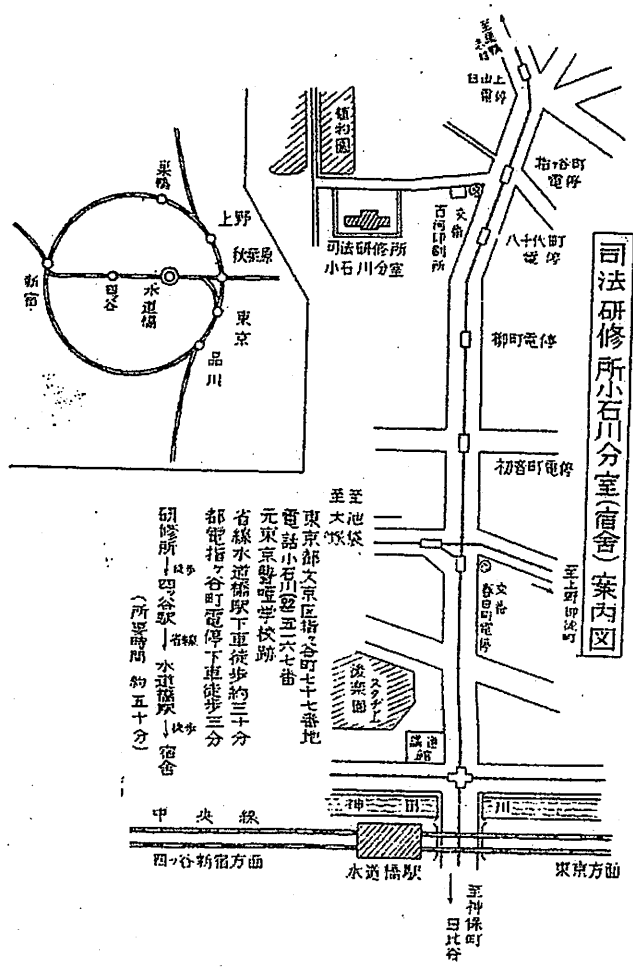


一階



司法訓練所 小石川分室 平面図





司法研修所小石川分室(宿舎)案内図

至池袋
 至大塚
 東京部大塚に接合町七七番地
 電話小石川五二六七番
 元東京警視庁学校跡
 省線水道橋駅下車徒歩約三十分
 都電指谷町電停下車徒歩三分
 研修所(四谷駅)名線 水道橋駅(徒歩)
 (所要時間約五十分)

司法研修所要覽

昭和二十八年五月發行

司法研修所

東京都千代田区船尾井町三番地
電話九段(33)八三四六(代表)
八三四七・八三四八・八三四九
小石川分室
東京都文京区指ヶ谷町七七番地
電話小石川(92)五一六七

